

マタニティマーク関連グッズに関する広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市こども家庭局家庭支援課所管のマタニティマーク関連グッズの納入及びそれと併せて配布する物品（以下「広告媒体」という。）に、広告を掲載することに関して、必要な事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広告媒体への広告掲載については「神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱」に準じ、市の広告媒体の性質上その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は除くものとする。

- (1) 保健指導等母子健康手帳の内容と相反する内容
 - (2) 本市所管事業に関する内容で、所管課と広告掲載について事前調整を済ませていない内容
 - (3) 母性並びに児童の健康の保持増進に好ましくないもの
 - (4) 広告内容から逸脱し、いたずらに享楽的な面を強調するもの
 - (5) 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告、従業員募集広告及び風俗営業、風俗関連営業の広告
 - (6) 求縁、男女の交際などを目的としたもので、マタニティマーク関連グッズ利用者に迷惑をかけるおそれのあるもの
 - (7) 脅迫・暴力・その他の犯罪行為を示唆又は誘発するおそれのあるもの
 - (8) 広告の目的が詐欺的なもの又は正当な取引とは認められないもの
 - (9) 自己の優位性を強調又は引き合いにするもの
 - (10) マタニティマーク関連グッズ利用者が誤認するような紛らわしいもの
 - (11) 他人の名誉や人権を傷つけ、あるいは不快な印象を与えるおそれのあるもの
 - (12) 表現が虚偽又は誇大で事実と異なるもの
 - (13) 内容がマタニティマーク関連グッズ利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - (14) 特定の個人の名前を宣伝するおそれのあるもの
 - (15) 特定の商品、業者を市が推奨しているかのような印象を与えるもの
 - (16) 政治・経済・外交・社会問題等の主義主張を述べるもの
 - (17) 特定の宗教のもの
 - (18) 法令等の規定に違反するもの
 - (19) 本市行政の信用や執行に支障をきたすもの
 - (20) その他審査会が適当でないと認めるもの
- 2 広告掲載希望者は、次の各号のいずれかに該当する広告主のものは扱わないものとする。
- (1) 政治団体

- (2) 宗教団体
- (3) 消費者金融などの貸金業を営む法人、個人
- (4) 暴力団等の非合法組織もしくは関連企業、又は前身が非合法組織であった企業及び当該組織・企業に關係する個人
- (5) その他審査会が適當でないと認めるもの

3 マタニティマーク関連グッズについて、寄付の申し出があり、広告媒体に廣告主を募る場合は、市が寄付協賛をしているような誤解を招くような行為がないものとする。なお、寄付申出者が廣告主を募る場合は、市に対して廣告主名、所在地等を報告するものとする。

4 本要綱に規定のない廣告は、当該企業に関する情報を考慮し、第5条に定める審査会が判断する。

(掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

(掲載の申し込み)

第4条 広告掲載希望者は、文書により、持参、郵送又は宅配便で市が指定する期間内に申し込むこととする。その際、市は必要に応じて、広告掲載希望者に関する資料を求めることができる。

(審査機関)

第5条 広告媒体への廣告掲載にかかる審査をするため、神戸市マタニティマーク関連グッズ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は次に揚げる事項を審査する。

- (1) 広告掲載希望者の選定に関すること。
- (2) 広告主の範囲及び廣告掲載の内容等に関すること。
- (3) 広告の規格、廣告掲載の方法、掲載位置及び掲載期間に関すること。
- (4) その他、審査会の委員長が必要と認める事項

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) こども家庭局副局長（1名）
- (2) こども家庭局課長級職員又は、区役所・支所保健福祉部保健福祉課課長（保健担当）（4名）。なお、こども家庭局家庭支援課職員は委員全体の過半数を超えない数とすること。

4 審査会の委員長は、こども家庭局副局長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

6 緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、審査会を招集せず、議案の持ちまわりにより審査することができる。

(会議)

第6条 審査会は、必要的都度、委員長が召集する。

2 審査会の議事は、審査委員会の協議により決するものとする。

3 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(広告掲載料の納付)

第7条 市が広告掲載希望者から広告掲載料を徴収する場合は、掲載の決定後、所管課が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、所管課において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の作成)

第8条 広告掲載希望者は、広告原稿の作成に当たっては、あらかじめ広告内容について市と協議をするものとする。

(広告内容の変更)

第9条 市は、広告掲載希望者に広告内容の部分的な作り直し、さらには広告主の変更を指示することができる。

(広告媒体使用の中止)

第10条 市は、次の各号に該当する場合には、広告掲載希望者への催告その他何らかの手続きを要することなく広告媒体の使用を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに、広告掲載料の納付が行われないとき。
- (2) 指定する期日までに、指定の物品・広告原稿・広告物等の提出がないとき。
- (3) 第9条の規定による広告内容の変更を広告掲載希望者が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反しているあるいはその恐れがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるとき。
- (5) その他、広告掲載が適切でないと審査会が判断したとき。

(広告内容についての責任)

第11条 広告掲載希望者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告活動に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。

(通知・回収及び代替措置)

第12条 広告掲載希望者は、広告主の営業停止、事件・事故等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知するとともに、当該広告主の掲載された広告媒体の回収に努め、代替物を市に提供するものとし、数量、納期については別途協議するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項はこども家庭局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。